

# 平成29年度第1回富田林市都市計画審議会 議事要旨

平成29年7月13日開催

## 報告（富田林市決定）

- ・報告1 市街化調整区域における地区計画の提案について（西板持町四丁目地区）  
都市計画法第21条の2に基づき提案のあった標記の地区計画について、以下のとおり報告しました。

|       |            |
|-------|------------|
| 位 置：  | 西板持町四丁目    |
| 建物用途： | 物品販売店舗、飲食店 |
| 面 積：  | 約2.2ha     |
| 地区施設： | 道路、緑地、調整池  |

- ・報告2 市街化調整区域における地区計画の提案について（彼方地区）  
都市計画法第21条の2に基づき提案のあった標記の地区計画について、以下のとおり報告しました。

|       |            |
|-------|------------|
| 位 置：  | 大字彼方       |
| 建物用途： | 物品販売店舗、飲食店 |
| 面 積：  | 約2.7ha     |
| 地区施設： | 道路、調整池     |

- ・報告3 南部大阪都市計画伝統的建造物群保存地区の変更について  
都市計画法第8条で定める地域地区の一つである伝統的建造物群保存地区の変更について、以下のとおり報告しました。

|      |         |                                                                                     |            |
|------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 位 置： | 富田林町    |  | 富田林町、及び、本町 |
| 面 積： | 約11.2ha |                                                                                     | 約13.3ha    |

- ・その他1 富田林市都市計画マスタープランの改定について  
都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である都市計画マスタープランの改定について、平成29・30年度の2ヵ年で実施する旨、報告しました。